

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（案）」  
に係る御意見募集の結果について

1. 意見募集の実施

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）の所要の改正を行うことについて、令和3年12月7日から令和4年1月11日までの間、意見募集を行った。

2. 提出された意見数

総数2通

3. 意見に対する考え方

それぞれの意見に対する考え方を、別表に整理した。

(別表)「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件(案)」に係る御意見に対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	検査方法告示別表第 25、第 26 ではチオ硫酸ナトリウム溶液を追加するが、第 27、第 27 の 2 ではなぜチオ硫酸ナトリウム溶液を追加しないのか。	別表第 27 及び 27 の 2 については、採取する試料に残留塩素が含まれている場合に添加する試薬としてチオ硫酸ナトリウム溶液を使用可能か確認できていないため、追加していません。
2	この物質は、残留塩素が含まれている場合に添加するということですが、この「残留塩素が含まれている」というレベルは、どの程度なのでしょうか？ 水道水の残留塩素目標値は 1 リットルあたり 1.0mg 以下かつ 0.1mg 以上となっていますが、この範囲の数字なのか、範囲外なのか、明確にお願いします。	水道法施行規則第 17 条第 3 号等の規定により、本来水道水には残留塩素が含まれます。水質検査に供される試料として想定する特段の濃度範囲はありませんが、検査結果に影響を生じない範囲において十分に余裕をもって残留塩素を処理可能な添加量を規定しています。